学校いじめ防止基本方針

豊 中 市 立 第 九 中 学 校
令和５年（２０２３年）５月１日

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

1　基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間尊重の精神に基づき、自ら考え、判断し、行動・表現のできる心豊かにたくましく生きる生徒の育成をめざす」を教育目標としており、道徳教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンやスマートフォン等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

（1）名称　　**「いじめ対策委員会」**

（2）構成員　　**校長、教頭、生徒指導担当、学年生指、登校支援担当、支援担当教諭**
養護教諭、スクールカウンセラー

（3）役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめの未然防止
ウ　いじめの対応
エ　教職員の資質向上のための校内研修
オ　年間計画の企画と実施
カ　学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（別添１）

5 取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

「いじめ対策委員会」を毎週一度行い、情報交換及び対応策について話し合う。それに加えていじめ対策として、各学期に１回をめどに元気ｱﾝｹｰﾄを実施し、発見したいじめ（『いじめの種』も含め）について即座に情報を共有し対応をする。学期末には取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章　いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体の雰囲気が、一人ひとりの人権を尊重し誰も差別されてはならないという教育環境であることが求められる。

これを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。

そこで、「いじめ対策委員会」が現状を把握、全教職員へ指導方針と対応方法を指し示すと同時に、生徒指導部会を開き、いじめが起こるクラスや学年（教育環境）においてどのような道徳的、総合学習的なプログラムが必要かを検討し、学習指導部と連携して提案・実施をする。また、学年集会や全校集会を開く際は、教務部と連携し時間割の打ち合わせを行う。

※次ページに未然防止と即時対応のための学校体制図

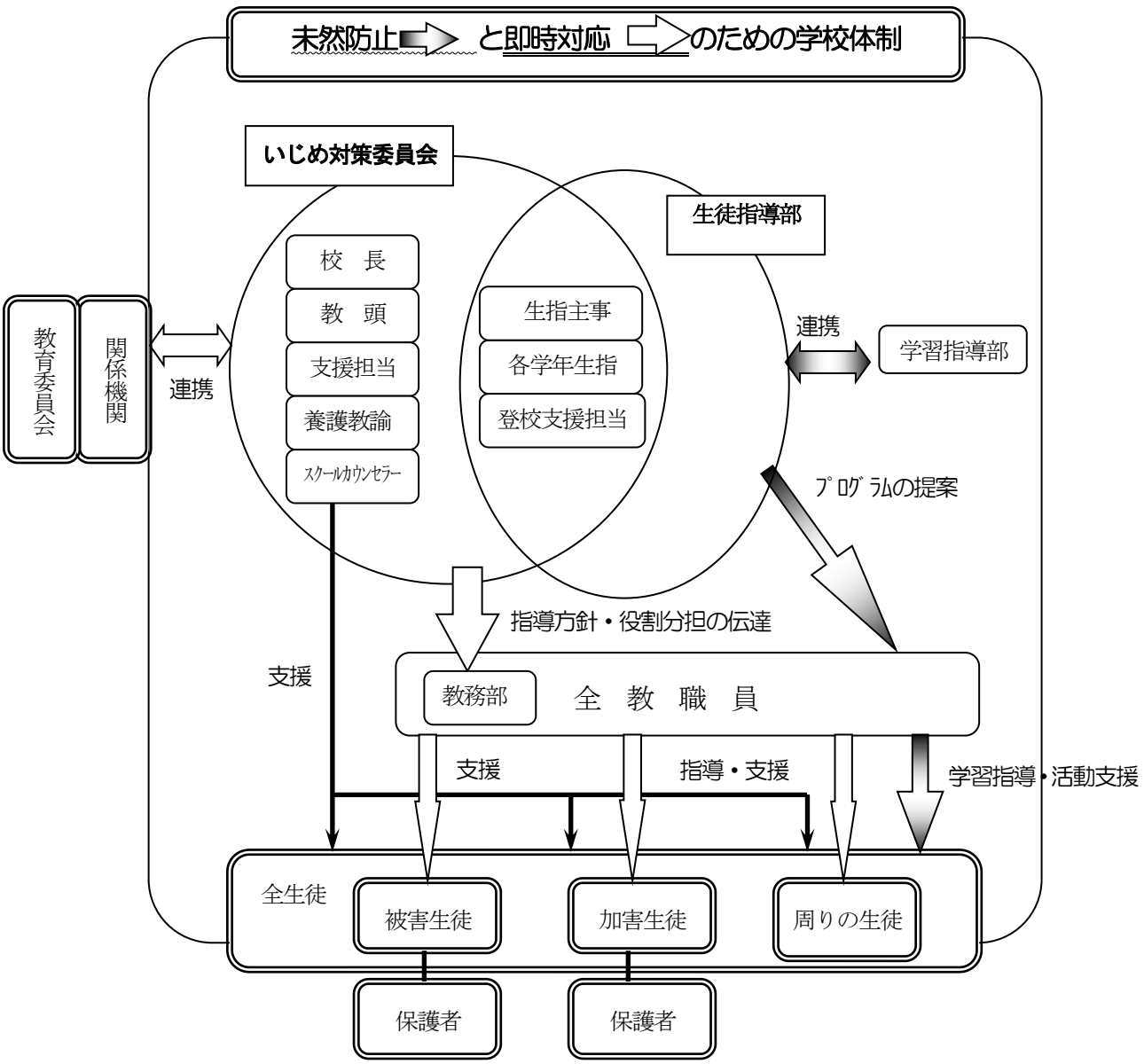

2　いじめが起こりにくい教育環境づくり（いじめ防止）

（1）居場所づくりとコミュニケーション能力の育成

様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり，落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。まず落ち着いて授業が受けられるという環境をベースに、お互いが違いを認め合える人間関係を築けるように朝読書、協働学習、体験活動や行事をおこなっていく。また、お互いの気持ちを言葉で表現できる表現力の育成も重要であり、それぞれの学年に応じたカリキュラムを検討・実施をする。

→道徳科目　　班活動（日常生活、宿泊行事）　協働学習　　朝の読書　など

（2）規範意識の徹底

１年生の間に、集団生活におけるルールの必要性を理解した上で守れるような声かけや取り組みをおこなう。

→ 学級活動、学年集会、全校集会　（集合時間、服装、話の聴き方等）

授業中での指導（チャイム着席や協働学習）　など

（3） 学力の保障

全ての生徒にとって学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、生徒指導上の諸問題に発展しかねない。そこで協働学習を通じて人の話しをあたたかく聞くことややさしい話し方を身につけさせる。また、分かる授業づくりと低学力の生徒へのサポート等を通じて、基礎学力を身につけさせることで自己肯定感を育てていくことが重要。

→協働学習　　公開授業・研究授業　　サポートタイム　　など

（4）自己有用感の育成

他者から認めてもらえていると感じている子どもは、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。自己有用感を高めるための活動、行事への取り組みを考え実行していく。その際、ただ仕事をさせることで終わらず、教職員からはもちろん、他の生徒からも活躍を評価してもらえる場の設定まで計画をする。

→各種委員会・係活動を通信で知らせる　　様々な行事での役割（実行委員、レク係など）

職場体験後の発表会を開催する　　全校朝礼での発表（各委員の活動報告など）　など

（5）ストレスコントロールの力の育成

生徒にストレスをもたらす最大のストレッサー（ストレス要因）は友人関係にまつわる嫌なできごと、人に負けたくないという過度の競争意識、勉強にまつわる嫌なできごとなどがあげられる。不安材料を減らす環境づくりとともに、たくましい生徒を育てるためにも、ストレスをコントロールできる（人をいじめることなく上手に消化することができる）能力を身に着けさせることも重要。

→行事などにおいて、自発的に目標を立てさせ達成するための努力を支援

クラブ活動を通じて、成功体験までの我慢や努力の経験

問題行動をした生徒に対して、自分の課題を見つめさせ、克服の努力を支援　など

第３章　早期発見

1　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大や仕返しを恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2　いじめの早期発見のための措置

（1） 教職員と生徒の信頼関係づくり

普段から生徒及び保護者とのコミュニケーションをとり、何かあればすぐに相談できる関係を築いておくことが重要。ささいな変化に気づいて声をかけることもできる。

例）昼食指導　　クラブ指導　　休憩時間でのコミュニケーション　　家庭訪問　　二者懇談　など

（2） 実態把握の方法として『元気アンケート』を学期に１回をめどに行い、担任から学年生指、全体生指、管理職に報告。いじめの実態があれば、即本人に聞き取りを行い、当該学年の学年会で役割分担を図る。重篤度に応じ、対応策を「いじめ対策委員会」で検討する。

（3） 生徒、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、４月の入学式や始業式で全体生指や管理職から、いじめ等子どもが学校で嫌がっていることや気になることがあれば気軽に相談するという呼びかけをおこなう。担任はもちろん学年教職員、クラブ顧問、全体生指、管理職、スクールカウンセラーなど多くの窓口を紹介しておく。またポスターや全学年便りで学校以外の窓口も案内をする。

（4） 元気アンケートや学校への相談体制が適切に機能しているか等、学期末に体制を点検する。

（5） 教育相談等で得た生徒の個人情報の取り扱いについては厳重に管理する。

（6）周りにいる生徒が「傍観者」となり知らないふりをする集団の中ではいじめが深刻化することが多い。よって、いじめをはじめ問題行動に関する通報が周囲にいる生徒からも速やかに教職員に伝えられる集団に育てることが重要である。それには仕返しを恐れる子どもたちに被害生徒にとっても加害生徒のためにも『知らせる』ことが最優先されることを学級や学年、学校単位で訴えておく必要がある。

第４章　いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、いじめを繰り返さないよう継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別添２）を参考にして外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

（1） いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、誰も見ていないところで聞き取りを行うなど、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう細心の注意を払う。

（2） 通報を受けた教職員は決して一人で抱え込まず、必ず「5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、どのように）」が明確に書かれた時系列のメモをとり、速やかに学年生指と生徒指導担当、管理職に報告し、「いじめ対策委員会」や学年会で情報を共有する。

（3） 事実確認の結果、いじめが認知された場合、生徒指導担当もしくは管理職が教育委員会に報告し、相談する。

（4） その後は、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認、状況の把握を行う。被害・加害の保護者への連絡については被害生徒の思いをよく聞いた上で、原則は家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

（5） いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から所轄警察署と相談し対応方針を検討する。なお生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

（1） いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携協力し「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーにも相談し対応を行う。

（2） いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

→緊急避難的な欠席　　別室での受け入れ　　配置を配慮した席替え
　教職員による巡回　　担任・教科担任による見守り

（3） いじめられた生徒が欠席のときには家庭訪問をこまめに行い、学校の体制を保護者と被害生徒に丁寧に説明したり、配布されたプリントを持っていき学習面のサポートをするなど安心感を持ってもらえるよう努力する。出席の場合も当該生徒の学校での様子を逐一保護者に知らせ、家での様子も含めて情報交換をこまめに行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

（1） いじめを通報したのが被害生徒、被害生徒の保護者、その他周りにいた生徒等いずれの場合も、仕返しを恐れる場合がほとんどである。よって、いじめた生徒への指導に当たっては、特に被害生徒及びその保護者と十分に相談をした上で行わなければ、かえって逆効果になることも考えながら、慎重に進めていくことが重要である。

（2）その上で、加害生徒によるいじめ行為を速やかに止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。聞き取りを行う教職員は（原則担任だが）誰がふさわしいか、相談の上決める。その際必ず「5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、どのように）」が明確に書かれた時系列のメモをとり、他の生徒に知られないよう個別に行うなどの配慮をする。

（3）事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（4）いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。最終的にはいじめた生徒もいじめに向かわず頑張れるスタートがきれるよう指導する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

（1）いじめに間接的に関わった生徒に対しては正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。

→個別の指導　　集団での指導

（2）同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。また、「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

→ＨＲでの担任からの話　　学年集会　　全校集会　　委員長会　　生徒議会　　二者懇談

（3）（1）（2）の指導にあたっては、被害生徒及びその保護者の意向を確認した上で行う。また、どこまで具体的な内容をどの範囲まで働きかけるかをいじめ対策委員会、当該学年教職員で相談をした上ですすめる。

（4）いじめが認知された際、学校の課題として解決を図る。「いじめ対策委員会」は、その背景や課題を分析する。

（5）生徒指導部会で検討、学習指導部と連携し、授業や学級活動を活用して生徒のエンパワメントを図る。体育大会や宿泊行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

（1）ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

（2）書き込みへの対応については削除要請等（の助言）を行い、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

（3）また、生徒指導部会で検討、学習指導部と連携し、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

（4）教職員、保護者向けの研修会の実施。

→校区懇談会　　情報モラル講習会（新１年生徒、保護者向け）